

大口町告示第23号

大口町商工業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町商工業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町商工業振興事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第87号）の一部を次のように改正する。

第11条中「翌年度4月20日」を「当該年度の3月31日」に改める。

第14条第2項中「請求書（様式第10）に、補助金の交付決定通知書の写しを添えて」を「請求書（様式第10）を」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町商工業振興事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(実績報告)</p> <p>第11条 商工会は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は<u>当該年度の3月31日</u>のいずれか早い期日までに、商工業振興事業実績報告書（様式第8）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。</p> <p>2 商工会は、補助金の概算払を受けようとする場合は、<u>請求書（様式第10）</u>を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第11条 商工会は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は<u>翌年度4月20日</u>のいずれか早い期日までに、商工業振興事業実績報告書（様式第8）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。</p> <p>2 商工会は、補助金の概算払を受けようとする場合は、<u>請求書（様式第10）に、補助金の交付決定通知書の写しを添えて</u>町長に提出しなければならない。</p>